

昭和二十二年大蔵省・司法省・厚生省・農林省・  
商工省・運輸省令第三号

合名会社等再建整備令施行規則

合名会社等再建整備令施行規則を次のように定  
める。

**第一条** この省令で、特別経理合名会社、特別経  
理合資会社、特別経理株式会社及び特別経  
理有限会社又は会社財産というのは、合名会社  
等再建整備令（以下令という。）の特別経理合  
名会社、特別経理合資会社、特別経理株式合資  
会社、特別経理有限会社又は会社財産をいう。

**第二条** 企業再建整備法施行規則（以下規則とい  
う。）の規定は、左の各号に掲げるものを除く  
の外、特別経理合名会社、特別経理合資会社、  
特別経理株式会社及び特別経理有限会社に  
、これを準用する。但し、この場合におい  
て、これらの規定中「法第五条第一項」とある  
のは「法第五条第一項又は合名会社等再建整備  
令第三条第一項」と、「法第八条」とあるのは  
「法第八条又は合名会社再建整備令第五条」と、  
「法第二十一条第一項」とあるのは「法第二十  
一条第一項又は合名会社等再建整備令第四条第  
一項」と読み替えるものとする。

一 特別経理合名会社及び特別経理合資会社に  
ついては、第二条の二乃至第五条、第七条第  
二号、第十号、第十二号乃至第十三号、第十  
五号乃至第十八号、第二十号及び第二十二  
号、第八条第五号、第九号の二、第十一号、  
第十九号の二、第十九号の三及び第二十号、  
第十四条乃至第十八条、第二十五条並びに第  
二十六条

二 特別経理株式会社については、第三  
条、第四条、第五条、第七条第二号、第十  
号、第十五号乃至第十七号、第二十二号、第  
十八条第九号の二、第十一号及び第二十号、  
第十四条乃至第十八条、第二十五条並びに第  
二十六条

三 特別経理有限会社については、第二条の  
二、第三条の二、第四条の二、第七条第二  
号、第十二号乃至第十三号及び第二十二号、  
第八条第五号及び第十九号の三並びに第十  
四条

**第三条** 特別経理合名会社、特別経理合資会社及  
び特別経理株式会社は、規則第三条第一項  
の規定により主務大臣の指定する日後遅滞なく  
第二条の規定により準用する規則第二条の規定  
による概算に基き、令第二条の規定により準用

する企業再建整備法（以下令という。）第九条  
第一項の規定により規則第三条第一項第一号乃  
至第五号に掲げる事項を記載した書類を作成  
し、特別管理人の承認を受けなければならない。  
この場合において、令第五条の規定により  
評価換を行はうとするときには、その評価換を  
行う場合に生ずる益金の予想額を第二条の規定  
により準用する規則第二条第二号の合計金額に  
加算しなければならない。

規則第三条第二項の規定は、前項の場合に、  
これを準用する。

**第四条** 特別経理合名会社、特別経理合資会社及  
び特別経理株式会社は、令第二条の規定に  
より準用する法第九条第二項の規定により規則  
第三条第一項第一号、第二号及び第五号に定め  
る事項を公告しなければならない。

規則第四条第二項の規定は、前項の場合に、  
これを準用する。

**第五条** 規則第五条第二項の規定は、特別経理合  
名会社、特別経理合資会社及び特別経理株式合  
資会社又はこれらの特別管理人が令第三条乃至  
第四条の規定より認可の申請をなす場合及び令  
第二条の規定より準用する法第三十五条第一  
項の規定より認可の申請をなす場合に、これ  
を準用する。

**第六条** 令第五条第二項の規定によつて会社財産  
についての評価換を行はうとする特別経理合名  
会社、特別経理合資会社又は特別経理株式合資  
会社は、令第二条の規定により準用する法第三  
十五条第一項の規定による新旧勘定併合認可申  
請書と共に、左に掲げる事項を記載した会社財  
産評価換認可申請書を作成し、特別管理人の承  
認を受け、日本銀行の本店、支店その他の事務  
所を経て、主務大臣に提出しなければならない。  
一 会社の住所及商号  
二 会社の資本金額及び払込資本金額  
三 会社の営む主な事業  
四 評価換を行う資産の財産目録の勘定科目別  
の帳簿価額（評価換を行う資産のうち指定時  
現在における財産目録にその価額の計上され  
ていないものについては、零として記載す  
る。）評価換を行った場合の価額及び評価換  
の計算の基礎  
五 評価換を必要とする事由  
規則第十九条第三項の規定は、前項の場合  
に、これを準用する。

第一項の申請書には、評価換を行う資産及び  
評価換の計算に関する明細書を、添付しなけれ  
ばならない。

#### 附 則

この省令は、公布の日から、これを施行す  
る。